

# 令和3年第12回富士見市農業委員会総会議事録

開催年月日 令和3年12月20日（月）

開催場所 市役所 第1会議室

開会時刻 13時30分

閉会時刻 14時10分

議長 会長 田中金治

## 委員出席状況

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1番	田中金治	出	8番	島田和雄	出
2番	萩元不二夫	出	9番	島田秀男	出
3番	萩島保夫	出	10番	新井稔	出
4番	細田勉	出	11番	清水登與雄	出
5番	細田福三	出	12番	渋谷貞男	出
6番	大澤英司	出	13番	長堀進	出
7番	大曾根高男	出	14番	丸山隆一	出
出席 14名			欠席 0名		

## 農地利用最適化推進委員出席状況

担当区域	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
水谷1	田中 弥一	出	南畑1	関根 和市	出
水谷2	神山 稔	出	南畑2	谷合 章	出
鶴瀬1	横山 勝之	出	南畑3	萩原 好伸	出
鶴瀬2	星野 幸夫	出			
出席 7名			欠席 0名		

## 職務のため出席した事務局職員

事務局長	谷 合 正 史	事務局主査	吉 野 武 明

---

富士見市農業委員会総会会議規則第4条により会長が議長になり議事を進行した。

---

#### 日程第1 議事録署名委員の指名

議長は、指名により推薦したい旨諮ったところ、全委員の賛同を得たため、次の者を指名する。

- 5 番 細田 福三 委員
  - 6 番 大澤 英司 委員
  - 7 番 大曾根 高男 委員
- 

#### 日程第2 議 事

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第3条第1項の規定による許可申請3件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、委員に諮った。1-1と1-2については全委員の賛成により「可」としたが、1-3については審議保留となった。

※議案第1-1と1-2については関連性があるため一括審議とした。

○議案第1-1、1-2

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地については12月7日に確認し、適正に管理されていた。

「申請理由」…土地交換のため

○農地法第3条2項要件について

① 全部効率利用要件

(議案1-1)

・所有農地営農状況…所有農地(所有地19,004.20㎡、借入地0㎡)については適正に管理されている。

・農機具所有状況…トラクター1、防除機1、耕運機1、田植機1

・従事人数…世帯員2名

・申請地までの通作距離…500m

(議案1-2)

・所有農地営農状況…所有農地(所有地22,242㎡、借入地0㎡)については適正に管理されている。

・農機具所有状況…トラクター2、田植機1、防除機2、コンバイン1

・従事人数…世帯員4名

・申請地までの通作距離…600m

② 「農作業常時従事要件」

(議案1-1)

・世帯員2名

・本人、妻…本人 300日、妻 200日

(議案1-2)

・世帯員4名

・本人、夫、長男、長男の妻…本人、夫、長男 300日、長男の妻 250日

③ 「下限面積要件」

…権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕作すべき農地の合計面積が都府県では50aに達すること。

(議案1-1)

・権利取得後の耕作面積 19,216.20㎡

(議案1-2)

・権利取得後の耕作面積 22,030㎡

④ 「地域との調和要件」

(議案1-1、1-2)

申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への支障はありません。農薬の使用方法については地域の防除基準に従います。

以上農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。事務局からは以上です。

(担当委員からの説明)

各申請者を訪問し、現地を確認しました。事務局説明のとおり支障がないと思われま

○議案第1-3

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地については12月7日に確認し、適正に管理されていた。

「申請理由」…譲受人」農業経営拡大のため。「譲渡人」農業経営縮小のため。

○農地法第3条2項要件について

③ 全部効率利用要件

・所有農地営農状況…所有農地(所有地1,150㎡、借入地4,436㎡)については

適正に管理されている。所有農地が所在する農業委員会に利用状況等を確認済。

- ・農機具所有状況…トラクター 2、耕運機 2、草刈機 2、貨物 2
- ・従事人数…世帯員 2 名
- ・申請地までの通作距離…1.1 km

④ 「農作業常時従事要件」

- ・世帯員 2 名
- ・本人、妻…本人 200 日、妻 150 日

③ 「下限面積要件」

…権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕作すべき農地の合計面積が都府県では 50 a に達すること。

- ・権利取得後の耕作面積 6,019 m<sup>2</sup>

④ 「地域との調和要件」

申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への支障はありません。農薬の使用方法については地域の防除基準に従います。

以上農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。事務局からは以上です。

(担当委員からの説明)

現地を確認しました。事務局説明のとおり支障がないと思われまます。

数名の委員から確認が必要な部分が残るとの意見があり、再度確認を取る必要があるため保留となった。

第 2 号号議案 生産緑地の取得の斡旋について

○議長は、生産緑地の取得の斡旋 2 件を議題として上程し、事務局の説明の後、斡旋がある場合には、事務局へ申し出ることとした。

○議案第 2-1、2-2

(事務局説明)

本件は、以前総会において主たる従事者の死亡により「生産緑地に係る農業従事者証明」について審議・承認いただいた案件に関しての斡旋でございます。

その後、市に対して生産緑地の買取申出がありましたが、市では買取り予定がないため富士見市長より「生産緑地の取得の斡旋について(依頼)」がございました。皆様には、営農希望者へ取得の斡旋をよろしくお願いいたします。

希望者がいる場合は 1 月 21 日までに事務局まで報告をお願いします。

日 程 第 3 専決処理報告

1. 農地法第4条及び農地法第5条の規定による農地転用届出について、富士見市農業委員会会長専決規定第3条に基づく専決処分状況報告を事務局より次のとおり行った。

(専決の期間 令和3年11月19日から令和3年12月13日まで)

- |                          |    |
|--------------------------|----|
| (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 | 1件 |
| (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 | 1件 |

日 程 第 4 協 議 報 告 事 項

1. その他

---

議長は、令和3年第12回富士見市農業委員会総会の閉会を宣言する。

---

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年12月20日

議 長

---

5 番

---

6 番

---

7 番

---